

「口蹄疫の被害に伴い労働保険料等の納付猶予を希望される事業主のみなさまへ」

宮崎労働局

口蹄疫の被害によって事業財産に損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

1 対象となる事業主

口蹄疫による被害により、事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）に相当の損失（おおむね20%以上）を受けた事業主の方が対象になります。

なお、損害保険や政府補償がされた場合には、補償額等は損害額から控除されます。また、猶予決定後に補償がされた場合には猶予は取り消される場合があります。

2 対象となる労働保険料等

上記1の事業主の方のうち、損失を受けた日以後1年以内に納付する額が確定している労働保険料等の全部又は一部が対象となります。

3 必要となる手続き

納付の猶予を受けるためには、宮崎労働局又は県内の労働基準監督署に「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出していただく必要があります。

納付する額が確定していませんと申請はできませんので、必ず年度更新の申告（申告期間：6月1日から7月12日まで）を行った上で、申請を行ってください。

なお、年度更新の申告書の提出とともに納付猶予の申請を行うことも可能ですが、被害額が申告書の提出までに確定しない場合は、災害が止んだ日から2ヶ月以内に申請していただくことになります。

損失が確定すれば周囲で災害継続中でも申請は可能です。

4 必要書類の入手方法

詳細につきましては、「口蹄疫被害に係る労働保険料等の納付猶予申請における留意事項について」（下線部分をクリックしてください。）をご覧ください。申請に必要なエクセル様式がダウンロードすることができます。

また「納付猶予申請書」及び「被災明細書」は、宮崎労働局又は県内の労働基準監督署にございます。

なお、ご不明な点等につきましては、宮崎労働局（0985-38-8822）又は最寄りの労働基準監督署（電話番号は[こちら](#)をご覧ください。）までご相談ください。